

令和3年度
障がい児（者）施設職員研修会
開催要綱

- 1 目 的 障害者権利条約では、判断能力に支障のある人の権利を制限するのではなく、社会的支援を充実させることで判断能力を最大化するための支援を重要視しており、「成年後見制度」においても「意思決定支援制度」へのシフトがある。
支援者には、意思決定支援の具体的な内容や支援方法を明らかにし、日々の支援の中に意思決定支援のシステムを組み込むことが求められている。サービス提供の創意工夫から、質の向上に繋げることをめざす。
- 2 主 催 大分県社会福祉介護研修センター
- 3 開催日時 1日目：令和4年2月10日（木） 9：55～15：00
2日目：令和4年2月16日（水） 9：55～15：00
- 4 会 場 大分県社会福祉介護研修センター 3階大ホール
〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号
- 5 対象者 障害者支援施設等において障害福祉サービスに従事する職員
- 6 資料代 1人1日 1,000円
(1日目、2日目の受付にてそれぞれお支払いください。)
- 7 定 員 60名
※先着順。定員に達し次第、締切日前でも受付を終了します。
- 8 参加申込 (1) 別紙「受講申込書」により令和4年1月27日（木）までに、大分県社会福祉介護研修センターあて FAX でお申し込みください。
(2) 受講決定者には、受講申込書が届いてから1週間以内に、受講申込書に「受講決定」と押印して FAX で返送します。これにより受講決定通知に代えさせていただきます。定員に達した場合等、受講をお断りする場合も「受講不可」と押印して FAX で返送します。
(3) 受講申込書提出後、10日間経過しても「受講決定」または「受講不可」と押印した受講申込書が返送されない場合は、当センターまでご連絡ください。
(4) 参加者の個人情報、名簿の作成や演習の班分け等、研修に関する目的にのみ使用しそれ以外で使用することはありません。
- 9 その他 (1) 本研修会は、「県・市町村障がい福祉担当職員研修会」との合同開催となります。
(2) 別紙「体調確認票」に、自宅で体温等を記入し、受付時に提出してください。入室の際には、必ずマスクを着用してください。
(3) 昼食は各自でご用意願います。なお、会場で業者が弁当（税込500円、お茶なし）の予約を受け付けますので、ご希望の方は当日お申し込みください。
(4) 研修会場周辺の坂道や信号機のない交差点において、交通事故が

多発していますので、交差点での一旦停止・左右の安全確認を徹底してください。

- (5) 研修会場は空調管理に努めていますが、体感温度に個人差があるため、できるだけ温度調節のできる服装でお越しください。
- (6) 新型コロナウイルスの状況や自然災害により研修の開催が困難であると判断したときは、急遽、日程変更等の対応をとる場合があります。その際は、当センターホームページにてお知らせします。

1.0 研修日程

(※カリキュラムの内容・構成等は変更する場合があります。)

(※両日共、12:00～13:00は昼食休憩とします。)

【1日目：2月10日(木)】

時間	研修内容	研修のねらい
9:20	受付	
9:55	開会・オリエンテーション	
10:00	講義・演習 「障がい児(者)支援からみた地域共生社会」 【講師】 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 又村 あおい 氏	年齢や性別、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく生活することが出来る「地域共生社会」について、学びを深める。 また、「障がい者目線での共生社会」の実現に向けて必要なことを考える契機とする。
15:00	事務連絡・閉会	

一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 又村 あおい 氏

<プロフィール>

昭和48年生まれ。

平成7年、神奈川県平塚市役所入庁。

平成11年度から18年度まで平塚市役所障がい福祉課に在籍。障がい者福祉計画、支援費制度・自立支援法の施行、障がい児支援全般を担当。

平成26年度に内閣府(障がい者施策担当・障がい者制度改革担当室)へ出向。

現在、全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長。

【役職】 全国手をつなぐ育成会連合会常務理事兼事務局長
 日本発達障害連盟『JLニュース』編集長
 日本発達障害連盟「発達障害白書」編集委員
 内閣府障がい者差別解消法アドバイザー

【著書】 「あたらしいほうりつの本」、「あたらしいほうりつの本 改訂版」

【2日目：2月16日（水）】 ※水島氏は、オンラインでのご講義となります。

時間	研修内容	研修のねらい
9:20	受付	
9:55	開会・オリエンテーション	
10:00	<p>講義・演習 「意思決定支援ガイドラインとトーキングマットを通じて学ぶ、障害のある人への意思決定支援と成年後見実務のこれから」</p> <p>【講師】 一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク 副代表・弁護士 水島 俊彦 氏</p> <p>一般社団法人いのちと暮らしのつながり研究所 所長 福崎 はる 氏</p>	<p>「障害者権利条約」を踏まえた成年後見制度利用促進の議論状況や、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを学ぶ。</p> <p>また、意思決定支援（コミュニケーション支援）ツールを活用した演習をとおして、記憶保持に支障がある方への支援策を実際に体験する。</p>
15:00	事務連絡・閉会	

一般社団法人日本意思決定支援ネットワーク副代表・弁護士 水島 俊彦 氏

<プロフィール>

2008年12月司法修習修了後、法テラス常勤弁護士として勤務開始。
 弁護士法人北浜法律事務所・外国法共同事業にて1年間トレーニングを受け、2010年1月から2013年10月まで法テラス佐渡法律事務所（新潟県）に赴任。業務を通じて成年後見人のなり手不足の問題に直面し、佐渡市や新潟県内各地で成年後見PTを立上げ、法人後見の設立、成年後見制度利用支援事業の拡充、市民後第一見人の育成等に携わった。
 2014年7月から1年間英国エセックス大学ヒューマンライツセンターの客員研究員として成年後見制度と意思決定支援に関する研究に従事。帰国後、一社）日本意思決定支援ネットワークを設立。
 2015年11月から法テラス八戸法律事務所（青森県）、2018年3月から法テラス埼玉法律事務所（埼玉県）に赴任し、生活困窮者支援、成年後見案件を中心に関係機関とケース会議を日常的に実施。
 2021年3月には法テラス本部に異動し、事業部（民事法律扶助）及び企画室（司法ソーシャルワーク）での活動を行いつつ、厚生労働省成年後見制度利用促進専門家会議委員、立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科兼任講師のほか、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの研修づくりに携わる。

【論文】

「司法ソーシャルワークと成年後見制度拡充活動：「佐渡モデル」からみる地域支援への発展プロセス」（総合法律支援論叢4号、25-49、2015-03）
 「日弁連推薦留学生報告（第17回）成年後見制度から支援付き意思決定制度へのパラダイムシフトの実現可能性：英国MCA及び南豪州SDMの実務から学ぶ」（自由と正義69号(5)、84-90、2018-05）

【著作】

名川勝・水島俊彦・菊本圭一＝編著『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』（中央法規、担当頁26-63、2019-11）

一般社団法人いのちと暮らしのつながり研究所 所長 福崎 はる 氏

＜プロフィール＞

精神科病院・精神科クリニックや学校教育現場で20年以上の臨床経験を持つセラピストであり、行動療法、解決志向アプローチ、家族療法を経て、「頭では分かっているけどできないこと」の改善にアプローチすることのできる再決断療法を主にやっている。また、当事者の心からの希望を中心にした環境調整を行うソーシャルワーカーでもある。

現在は、大分県中津市にてスクールカウンセラーとして、小学校や特別支援学校にて多くの子ども達や保護者、教職員の支援を行う傍ら、(一社)いのちと暮らしのつながり研究所の所長として、発達障害やひきこもりの方などの支援を行い地域福祉への貢献を担う。

さらに、日本意思決定ネットワークの理事も務めており、日本財団の助成金事業として、宇佐市の社会福祉施設と協働し実践的意思決定支援研修のパイロット事業を行っている。

講演・研修会実績も多数あり、「分かりやすい」「活用しやすい」「腑に落ちる」をモットーに市民向けや専門家向けなど、主催者・参加者のニーズに合わせたオーダーメイドの講演会を行っている。

【スキル】

社会福祉学博士（ソーシャルワーク）、臨床心理士・公認心理師、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許（小学校・中学校・高校（数学））、合気道初段、チェンソー免許、罾猟免許（害獣駆除員登録）

【地域ボランティア活動】

NPO羅漢寺フィールド文化倶楽部 副代表、地域通貨みけめぐり実行委員会 代表、本耶馬溪町移住サポーター、日本意思決定支援ネットワーク 理事

12 申し込み及びお問い合わせ先

大分県社会福祉介護研修センター

社会福祉研修部 担当：村谷（むらや）

〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号

TEL：097-552-6888 / FAX：097-552-6868